

○ <u>国家公務員法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	1
○ <u>一般職の職員の給与に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	3
○ <u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	22
○ <u>一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	23
○ <u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	26
○ <u>地方自治法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	29
○ <u>市町村立学校職員給与負担法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	30
○ <u>国家公務員災害補償法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	32
○ <u>地方公務員災害補償法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	34
○ <u>港湾法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	37
○ <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	39
○ <u>判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	41
○ <u>国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）</u> (抄)	43
○ <u>医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）</u> (抄)	48

昭和二十二年法律第百二十号

国家公務員法

第三章 職員に適用される基準

第一節 通則

（情勢適応の原則）

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。

第二節 採用試験及び任免

第四款 任用

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第六十条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び**第八十二条第二項**において「年齢六十一年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に**自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）**の規定により退職（自衛官及び**同法第四十四条の六第三項各号**に掲げる隊員が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び**第三項**において「自衛隊法による年齢六十一年以上退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び**第三項**において同じ。）（**一般職の職員の給与に関する法律**別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める

官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職（**第四項**及び**第六節第一款第二目**においてこれらの官職を「指定職」という。）を除く。以下この項及び**第三項**において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十一年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における**第八十一条の六第一項**に規定する定年退職日をいう。**次項**及び**第三項**において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- ② **前項**の規定により採用された職員（以下この条及び**第八十二条第二項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。
- ③ 任命権者は、年齢六十一年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十一年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。
- ④ 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 抄（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:325AC1000000095_20250601_504AC0000000068

昭和二十五年法律第九十五号

一般職の職員の給与に関する法律

（人事院の権限）

第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

- 一 この法律（[第六条の二第一項](#)及び[第八条第一項](#)を除く。[第七号](#)において同じ。）の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 二 [第六条](#)に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。
- 三 職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。
- 四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 五 給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行うこと。
- 六 [第二十一条](#)の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及びこれを審査すること。
- 七 この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。

（給与の支払）

第三条 この法律に基く給与は、[第五条第二項](#)に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

- 2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第五条 俸給は、[一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律](#)（[平成六年法律第三十三号](#)。以下「[勤務時間法](#)」という。）[第十三条第一項](#)に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手

当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（[第十四条](#)の規定による手当を含む。[第十九条の九](#)において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

- 2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、[国家公務員宿舎法](#)（[昭和二十四年法律第百十七号](#)）に定める公邸及び無料宿舎については行わない。

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 行政職俸給表（[別表第一](#)）
 - イ 行政職俸給表（一）
 - ロ 行政職俸給表（二）
- 二 専門行政職俸給表（[別表第二](#)）
- 三 税務職俸給表（[別表第三](#)）
- 四 公安職俸給表（[別表第四](#)）
 - イ 公安職俸給表（一）
 - ロ 公安職俸給表（二）
- 五 海事職俸給表（[別表第五](#)）
 - イ 海事職俸給表（一）
 - ロ 海事職俸給表（二）
- 六 教育職俸給表（[別表第六](#)）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
- 七 研究職俸給表（[別表第七](#)）
- 八 医療職俸給表（[別表第八](#)）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）
 - ハ 医療職俸給表（三）
- 九 福祉職俸給表（[別表第九](#)）
- 十 専門スタッフ職俸給表（[別表第十](#)）
- 十一 指定職俸給表（[別表第十一](#)）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、[第二十二条](#)及び[附則第三項](#)に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものと

し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び**第六条第三項**の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び**第六条第三項**の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、**前二項**の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が**国家公務員法第八十二条**の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 **前項**の規定により職員（**次項各号**に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、**前項**前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、**同項**後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（海事職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの、医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるものにあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 **次の各号**に掲げる職員の**第六項**の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ**同項**前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、**同項**後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（**次号**に掲げる職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。） 特に良好である場合

二 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員 特に良好である場合

三 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 三級 特に良好である場合

ロ 四級 極めて良好である場合

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 **第六項から前項まで**に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12 **国家公務員法第六十条の二第二項**に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、**第三項**の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、**勤務時間法第五条第二項**の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を**同条第一項**に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表

（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、**前号**に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級であつて人事院規則で定めるもの

における最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(初任給調整手当)

第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、**第一号**及び**第二号**に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、**第三号**に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、**第四号**に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（**第一号から第三号まで**に掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万六千六百円
- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（**前号**に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万六千六百円
- 三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（**前二号**に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円
- 四 **前三号**に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

2 **前項**の官職に在職する職員のうち、**同項**の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、**同項**の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 **前二項**の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(専門スタッフ職調整手当)

第十条の五 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 **前二項**に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(扶養手当)

第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、**次項第二号から第五号まで**のいずれかに該当する扶養親族（**第三項**において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
- 二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
- 三 満六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、**前項第一号**に該当する扶養親族（**次項**において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては、三千五百円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、**前項**の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を**同項**の規定による額に加算した額とする。

5 **前各項**に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地域手当)

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、**次の各号**に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の八

五 五級地 百分の四

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、**前条**の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、**前条**の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は**同項**の人事院規則で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（**同条第二項各号**に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（**同条第二項各号**に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が**同条第一項**の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、**前二条**の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、**前三条**の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に**次の各号**に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 地域手当支給官署である特別移転官署 移転前の支給割合を当該官署の所在する地域又は当該官署に係る**第十一条の三第二項各号**に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合

二 **前号**に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、**前二条**の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、**前三条**の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に**前項各号**の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 地域手当支給官署が**第一項**に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（**第十一条の三第二項各号**に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（**同条第二項各号**に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が**同条第一項**の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、**第一項**の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、**前項**の規定に準じて、地域手当を支給する。

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは**第十一条の四**の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（**第十一条の三第二項各号**に定める割合又は**第十一条の四**の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（**第十一条の三第二項各号**に定める割合又は**第十一条の四**の人事院規則で定める割合をいい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が**第十一条の三第一項**の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは**第十一条の四**の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、**前二条**の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、**第十一条の三から前条までの規定**にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間（**次の各号**に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（**第十一条の三第三項**の人事院規則で定める級地、**第十一条の四**の人事院規則で定める空港の区域又は**同条**の人事院規

則で定める割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合に
あつては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前
日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調
整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定め
る割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から
三年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場
合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事
院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異
動等前の支給割合が当該異動等の後に**第十一条の三第三項**の人事院規則で定める級地、
第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域又は**同条**の人事院規則で定める割合の変
更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異
動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び**第三号**において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（**前号**に掲げる期間を除
く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（**前二号**に掲げる期間を除
く。） 異動等前の支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

2 特別移転官署に在勤する職員（**前条第一項**の人事院規則で定める職員を除く。）、**同条
第二項**の人事院規則で定める官署に在勤する職員（**同項**の人事院規則で定める職員を除
く。）、準特別移転官署に在勤する職員（移転職員等に限る。）若しくは**同条第三項**後段
の人事院規則で定める官署に在勤する職員（**同項**後段の人事院規則で定める職員に限
る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移
転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き
六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合
として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項
において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地
域手当の支給割合（**第十一条の三第二項各号**に定める割合又は**第十一条の四**の人事院規則
で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動
等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に
係る**前条**の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、
又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が**第十一条の三第一項**の
人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは**第十一条の四**の人事院規則で定める空港の
区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、**前二条**又は**前項**ただし書若しくは**次
項**の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給
割合による地域手当を支給される期間を除き、**第十一条の三から前条まで**又は**前項**若しく
は**次項**の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間（**次の各号**に掲

げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以
下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、俸給の特別調整額、専
門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ
当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該
異動等の日から三年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異に
して異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給に
ついては、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 当該異動等の日の前日に
在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る**前条**の規
定による地域手当の支給割合（**次号**及び**第三号**において「みなし特例支給割合」とい
う。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（**前号**に掲げる期間を除
く。） みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（**前二号**に掲げる期間を除
く。） みなし特例支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

3 検察官であつた者若しくは**独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四
項**に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄
振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のう
ち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「行政執行法人職員等」という。）であ
つた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者又は**第一項**に規定する異動等に
準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた者が、**第十一条の三第二項第一号の一
級地**に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用
の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して**前二項**の規定に
よる地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員に
は、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第十一条の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が
移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）に
つき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤し
ていた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以
下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動
等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がい
ずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメー
トル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離
が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定め
る場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸

給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の十

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分の五

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（通勤手当）

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤す

るものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第五項において「運賃等相当額」という。）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万二千九百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万五千八百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万八千七百円

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万六千六百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千四百円

- ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万六千二百円
 - ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万八千円
 - ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万九千八百円
 - ヅ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万六千六百円
- 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額
- 3 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号、次項及び第五項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職

- 員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。
 - 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。
 - 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。
 - 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（単身赴任手当）

- 第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、三万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。
 - 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（特地勤務手当等）

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの（以下「特地官署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 特地官署が**第十一条の三第一項**の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特地官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの**その他前項**の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、**同項**の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 **前二項**の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が**第十一条の八**の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（宿日直手当）

第十九条の二 宿日直勤務（**次項**の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万二千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千六百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万五千五百円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万千五百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 **前二項**の勤務は、**第十六条から第十八条までの**勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から**第十九条の六**までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（**次条**及び**第十九条の六第一項**においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（**第二十三条第七項**の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。**第十九条の七第二項第一号イ**及び**第二号**において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十六・二五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の**次の各号**に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する**前項**の規定の適用については、**同項**中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

4 **第二項**の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、**前項**の規定にかかわらず、**同項**に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超え

ない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を**第二項**の期末手当基礎額とする。

6 **第二項**に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から**第三項**までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する**次の各号**に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 **前項**の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。**次項**において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五（特定管理職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額

二 **前項**の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定管理職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3 **前項**の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 **第十九条の四第五項**の規定は、**第二項**の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、**同条第五項**中「前項」とあるのは、「**第十九条の七第三項**」と読み替えるものとする。

5 **前二条**の規定は、**第一項**の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、**第十九条の五**中「前条第一項」とあるのは「**第十九条の七第一項**」と、**同条第一号**

中「基準日から」とあるのは「基準日（**第十九条の七第一項**に規定する基準日をいう。以下この条及び次条**第三項第三号**において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（**第十九条の七第一項**に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条**第一項**において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の八 第十条から第十一条まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 **第十六条から第十八条まで**の規定は、管理監督職員等には適用しない。

3 **第八条第四項から第十一項まで、第十条の四及び第十一条**の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（非常勤職員の給与）

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。**次項**において同じ。）については、勤務一日につき、三万四千七百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 **前項**に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 **前二項**の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

附 則

1 4 **附則第十項**又は**前二項**の規定による俸給を支給される職員に対する**第十条の五第二項**及び**第十九条の四第五項**（**第十九条の七第四項**において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 （令和六年一二月二五法律第七二号） 抄

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第七條 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与法第十一条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

2 人事院は、前項前段の人事院規則を定めるに当たっては、当該人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和十年四月一日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを

踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

- 3 切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の四から第十一条の六まで、第十一条の八第四項並びに第十一条の九第一項及び第二項第一号の規定の適用については、給与法第十一条の四中「には、前条」とあるのは「には、前条又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項」と、「除き、前条」とあるのは「除き、前条又は同項」と、給与法第十一条の五中「には、前二条」とあるのは「には、前二条又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、「間、前二条」とあるのは「間、前二条又は同項」と、給与法第十一条の六第一項中「同条第二項各号に」とあるのは「令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で」と、「同条第一項」とあるのは「第十一条の三第一項」と、「前三条」とあるのは「前三条又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、同項第一号中「第十一条の三第二項各号に」とあるのは「令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で」と、同条第二項中「前三条」とあるのは「前三条又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、同条第三項中「第十一条の三第二項各号に」とあるのは「令和六年改正法附則第七条第一項の人事院規則で」と、「同条第一項」とあるのは「第十一条の三第一項」と、給与法第十一条の八第四項中「まで」とあるのは「まで又は令和六年改正法附則第七条第一項」と、給与法第十一条の九第一項及び第二項第一号中「第十一条の三」とあるのは「第十一条の三又は令和六年改正法附則第七条第一項」とする。

令和7年4月1日 施行 現在施行

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）

Law RevisionID:406AC0000000033_20250401_505AC0000000073

平成六年法律第三十三号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

（一週間の勤務時間）

第五条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分とする。

- 2 [国家公務員法第六十条の二第二項](#)に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、[前項](#)の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める。

平成九年法律第六十五号

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律

（任期を定めた採用）

第三条 任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

- 一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- 二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の六第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

- 2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院の承認を得なければならない。
- 3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院と協議して定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

第五条 任命権者は、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）の任期が三年に満たない場合（前条第二項の人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち同項の人事院の承認を得て任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（給与に関する特例）

第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	4 1 4 , 0 0 0
2	4 7 5 , 0 0 0
3	5 3 8 , 0 0 0
4	6 2 1 , 0 0 0
5	7 2 2 , 0 0 0
6	8 2 4 , 0 0 0

- 2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	3 4 6 , 0 0 0
2	3 8 2 , 0 0 0
3	4 1 0 , 0 0 0

- 3 各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次項及び次条において「給与法」という。）第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。同項及び第五項において同じ。）は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。
- 4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。
- 5 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第三項の規定による号俸の決定、第四項の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与法の適用除外等)

第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

(人事院の勧告等)

第十二条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

令和7年4月1日 施行 現在施行

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）

Law RevisionID:412AC0000000125_20250401_506AC0000000072

平成十二年法律第二百二十五号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

(任期を定めた採用)

- 第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。
- 一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - 二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - 三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として人事院規則で定める場合

(給与に関する特例)

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000

4	5 5 5, 0 0 0
5	6 3 4, 0 0 0
6	7 4 0, 0 0 0
7	8 6 4, 0 0 0

- 2 各庁の長は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。
- 3 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。
- 4 第二項の規定による号俸の決定及び前項の規定による俸給月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与法の適用除外等）

第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条まで及び第十一条の十の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第十九条の七第二項第一号イ、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、給与法第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

（人事院の勧告等）

第十一条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

昭和二十二年法律第六十七号

地方自治法

第二編 普通地方公共団体

第八章 給与その他の給付

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

昭和二十三年法律第百三十五号

市町村立学校職員給与負担法

- 第一条** 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。
- 一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）
- 三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

令和7年10月1日 施行 現在施行

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）

Law RevisionID:326AC0000000191_20251001_506AC0000000079

昭和二十六年法律第百九十一号

国家公務員災害補償法

第一章 総則

（平均給与額）

第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（[第四項](#)において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、[次の各号](#)のいずれかによつて計算した金額を下らないものとする。

- 一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十
- 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その部分の給与の総額について[前号](#)の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2 [前項](#)の給与は、[一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）](#)の適用を受ける職員（[同法第二十二條第一項](#)及び[第二項](#)の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特地勤務手当（[同法第十四条](#)の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3 [第一項](#)に規定する期間中に、[次の各号](#)のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、[同項](#)の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

- 一 負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日
 - 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日
 - 三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた日
 - 四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日及び介護時間の承認を受けて介護のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
 - 五 国（職員が行政執行法人に在職していた期間にあつては、当該行政執行法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日
 - 六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
- 4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日（以下「補償事由発生日」という。）までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、人事院規則で定める。
- 5 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げた額を平均給与額とする。

令和7年10月1日 施行

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）

Law RevisionID:342AC0000000121_20251001_507AC0000000005

昭和四十二年法律第二百一十一号

地方公務員災害補償法

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）
 - 二 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員をいう。第六十九条において同じ。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者（常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。）
- 2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを除くものとする。
- 一 住居と勤務場所との間の往復
 - 二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねている場合その他の総務省令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
 - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

- 4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生日が確定した日（[第七項](#)において「災害発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、[次の各号](#)に掲げるいずれかの方法によつて計算した額を下らないものとする。
- 一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十
 - 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について[前号](#)に掲げる方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額
- 5 [前項](#)の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（[第一項第一号](#)の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（[地方独立行政法人法第二条第一項](#)に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。
- 6 [第四項](#)に規定する期間中に、[次の各号](#)のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、[同項](#)の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。
- 一 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日
 - 二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合には、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日
 - 三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた日
 - 四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
 - 五 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日
- 六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

- 7 [前三項](#)の規定により平均給与額を計算することができない場合及び災害発生日から補償を支給すべき事由が生じた日までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の[前三項](#)の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、総務省令で定める。
- 8 [第四項から前項までの](#)規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。
- 9 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、その年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度以後の期間に係る分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、[第四項から前項までの](#)規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における[国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）](#)に規定する職員（以下この項及び[第三十六条第二項](#)において「国の職員」という。）の給与水準を当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における国の職員の給与水準で除して得た率を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額とする。
- 10 [第八項](#)の規定は、[前項](#)の平均給与額について準用する。
- 11 年金たる補償について[第四項から前項までの](#)規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合には、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。
- 12 [前項](#)の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、[労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第二項](#)において準用する[同法第八条の二第二項各号](#)の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。
- 13 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について[第四項から第八項までの](#)規定により平均給与額として計算した額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。
- 14 [前項](#)の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、[労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号](#)の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

令和7年10月1日 施行 現在施行

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）

Law RevisionID:325AC0000000218_20251001_507AC0000000025

7 国派遣職員は、[国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）](#)
[第四条（第五号に係る部分に限る。）](#)及び[第五条（同号に係る部分に限る。）](#)の規定の適用については、[同法第二条第四項](#)に規定する特別職国家公務員等とみなす。

昭和二十五年法律第二百十八号

港湾法

第七章 港湾運営会社

第三節 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する特別の措置

（国派遣職員に係る特例）

第四十三条の二十九 国派遣職員（[国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条](#)に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国際戦略港湾の港湾運営会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、埠頭群の運営の事業に関する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続き当該港湾運営会社の職員となり、引き続き当該港湾運営会社の職員として在職している場合における当該港湾運営会社の職員をいう。以下この条において同じ。）は、[同法第八十二条第二項](#)の規定の適用については、[同項](#)に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 [国家公務員法第百六条の二第三項](#)に規定する退職手当通算法人には、国際戦略港湾の港湾運営会社を含むものとする。

3 国派遣職員は、[一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項](#)の規定の適用については、[同法第十一条の七第三項](#)に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、[国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項](#)の規定の適用については、[同法第七条の二第一項](#)に規定する公庫等職員とみなす。

5 国際戦略港湾の港湾運営会社又は国派遣職員は、[国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十四条の二](#)の規定の適用については、それぞれ[同条第一項](#)に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、[一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項](#)の規定の適用については、[同項第三号](#)に規定する行政執行法人職員等とみなす。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:411AC1000000117_20250601_504AC0000000068

7 国派遣職員は、[国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）](#)
[第四条（第五号に係る部分に限る。）](#)及び[第五条（同号に係る部分に限る。）](#)の規定の適用については、[同法第二条第四項](#)に規定する特別職国家公務員等とみなす。

平成十一年法律第百十七号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第六章 選定事業に対する特別の措置

（国派遣職員に係る特例）

第七十八条 国派遣職員（[国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条](#)に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）は、[同法第八十二条第二項](#)の規定の適用については、[同項](#)に規定する特別職国家公務員等とみなす。

- 2 [国家公務員法第百六条の二第三項](#)に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。
- 3 国派遣職員は、[一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項](#)の規定の適用については、[同法第十一条の七第三項](#)に規定する行政執行法人職員等とみなす。
- 4 国派遣職員は、[国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項](#)の規定の適用については、[同法第七条の二第一項](#)に規定する公庫等職員とみなす。
- 5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、[国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十四条の二（第四項を除く。）](#)の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。
- 6 国派遣職員は、[一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項](#)の規定の適用については、[同項第三号](#)に規定する行政執行法人職員等とみなす。

平成十六年法律第二百一十一号

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

（弁護士職務経験）

第二条 最高裁判所は、判事補が経験多様化の一環として一定期間弁護士となってその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該判事補の同意（**第三項**に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、**第七項**に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該判事補が弁護士となってその職務を行うものとしてすることができる。

2 最高裁判所は、**前項**の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該判事補に**同項**の取決めの内容を明示しなければならない。

3 **第一項**の場合においては、最高裁判所は、当該判事補を裁判所事務官に任命するものとし、当該判事補は、その任命の時にその官を失うものとする。

4 法務大臣は、検事が経験多様化の一環として一定期間弁護士となってその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該検事の同意（**第六項**に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、**第七項**に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該検事に弁護士となってその職務を行わせることができる。

5 法務大臣は、**前項**の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検事に**同項**の取決めの内容を明示しなければならない。

6 **第四項**の場合においては、法務大臣は、当該検事を法務省（検察庁を除く。以下同じ。）に属する官職に任命するものとし、当該検事は、その任命の時にその官を失うものとする。

7 **第一項**又は**第四項**の取決めににおいては、**第三項**又は**前項**の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命されて**第一項**又は**第四項**の規定により弁護士となってその職務を行う者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士（以下「受入先弁護士法人等」という。）との間の雇用契約（**第四条第二項**ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。）の締結、当該受入先弁護士法人等における勤務条件、**第一項**又は**第四項**の規

定により弁護士となってその職務を行う期間（以下「弁護士職務従事期間」という。）、これらの規定により弁護士となってその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」という。）の終了に関する事項その他これらの規定により弁護士となってその職務を行うものとし又は行わせるに当たって合意しておくべきものとして判事補については最高裁判所規則で、検事については法務省令で定める事項を定めるものとする。

8 最高裁判所又は法務大臣は、**第一項**又は**第四項**の取決めの内容を変更しようとするときは、当該判事補若しくは検事又は当該弁護士職務従事職員の同意を得なければならない。この場合においては、**第二項**又は**第五項**の規定を準用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第十条 弁護士職務従事職員であつた者に関する**一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項**の規定の適用については、**第四条第一項**に規定する弁護士の業務（当該弁護士の業務に係る**労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）**第七条**第二項**に規定する通勤（当該弁護士の業務に係る就業の場所を**国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）**第一条の二**第一項第一号**及び**第二号**に規定する勤務場所とみなした場合に**同条**に規定する通勤に該当するものに限る。**次条第一項**において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

2 弁護士職務従事職員であつた者に関する**一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項**の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、**同法第十一条の七第三項**に規定する行政執行法人職員等とみなす。

○国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

附 則

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 （略）

2 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年相当年齢（新国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であって同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下この条及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の官職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新国家公務員法定年相当年齢が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の人事院規則で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日まで新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者又は新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める者）を、新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用することができず、新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十二条第一項及び第三項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 （略）

4 暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5～9 （略）

10 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。）附則第八項から第十六項までの規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

11・12 （略）

第七条 暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。附則第十二条において「育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第

十二条第二項、第十六条第二項及び第二十二條第一項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。
- 6 新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十条の四並びに第十一条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。
- 10 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定を適用する。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 （略）

- 2 任命権者は、附則第三条第二項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であって同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第十一条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第十一条第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。）を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊

法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者又は新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める者）を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員（以下「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務隊員（当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める定年前再任用短時間勤務隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 （略）

- 4 暫定再任用隊員（次条第一項若しくは第二項又は附則第十条第一項若しくは第二項の規定により採用された隊員をいう。附則第十一条及び第十二条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務隊員に対する新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「」又は」とあるのは、「」又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

5～10 （略）

第十二条 暫定再任用隊員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（次項において「新育児休業法」という。）

第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び附則第十九条の規定による改正後の育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

5～9 (略)

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二十条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

○医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～八 (略)

九 第六条の規定（同条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第二項第四号の改正規定（「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）及び同法」に、「」及び「」を「」並びに「」に改める部分に限る。）並びに同法第四条第二項第二号及び第三項の改正規定を除く。）、第七条中健康保険法の目次の改正規定、同法第七条の二第三項、第七十七条第三項及び第百五十条の二第一項の改正規定、同法第百五十条の十の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第六章中同条を第百五十条の十三とする改正規定、同法第百五十条の九の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百五十条の十二とする改正規定、同法第百五十条の八の改正規定、同条を同法第百五十条の十一とする改正規定、同法第百五十条の七第一項の改正規定、同条を同法第百五十条の十とする改正規定、同法第百五十条の六の次に三条を加える改正規定並びに同法第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百六十条第三項及び第十四項、第百七十三条第一項、第百七十六条、第二百七条の三並びに第二百十三条の二の改正規定並びに同法附則第二条第一項及び第四条の二の改正規定、第八条中船員保険法第百十二条第二項、第百十四条第一項及び第百二十一条第二項の改正規定並びに同法附則第七条の改正規定、第九条中国民健康保険法第六十九条、第七十条第一項、第七十三条第一項及び第二項、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の第二十項の改正規定、第十条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項及び第十六条の八の改正規定、同条を同法第十六条の十一とする改正規定、同法第十六条の七第一項の改正規定、同条を同法第十六条の十とする改正規定、同法第十六条の六の次に三条を加える改正規定、同法第十七条の改正規定（「の規定による利用又は」を「並びに第十六条の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十五条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第一項及び第二項、第六十一条第三項、第七十二条第二項、第八十一条第二項並びに第九十三条第一項及び第二項の改正規定、同法第百条第一項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項並びに同法第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項、第百二十条第一項、第百三十四条第三項、第百三十七条

第三項、第百五十二条第二項並びに第百六十一条の三第二項の改正規定並びに同法第百六十七条の二及び第百六十八条第三項の改正規定、第十二条中介護保険法第百十五条の四十七第十項の改正規定（「第百十八条の十及び第百十八条の十一」を「第百十八条の十三及び第百十八条の十四」に改める部分に限る。）、同法第百十八条の三第一項の改正規定、同法第百十八条の十一の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十四とする改正規定、同法第百十八条の十の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、同条を同法第百十八条の十三とする改正規定、同法第百十八条の九の改正規定、同条を同法第百十八条の十二とする改正規定、同法第百十八条の八第一項の改正規定、同条を同法第百十八条の十一とする改正規定、同法第百十八条の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第二百五条の三及び第二百六条の二の改正規定、第十四条の規定（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条中予防接種法第二十四条第一項の改正規定、同法第二十八条の次に三条を加える改正規定、同法第二十九条第一項及び第三十条の改正規定、同法第三十一条の改正規定（「又は提供」を「及び提供並びに第二十八条の二第一項及び第二項の規定による仮名予防接種等関連情報の利用及び提供」に改める部分に限る。）、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第一項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十三とする改正規定、同法第八十九条の二の九の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十二とする改正規定、同法第八十九条の二の八第一項の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十一とする改正規定、同法第八十九条の二の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第九十条の二及び第九十条の三の改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十八条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十五条、第十七条、第二十七条及び第二十九条の規定、附則第三十五条（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第三十八条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）及び第三十九条（第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）の規定、附則第四十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十二条の規定並びに附則第五十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 （略）

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第四十六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「及び」を「、特定医師手当及び」に改める。

